

平成26年度 第8回 役員会議事要旨

日 時 平成26年7月23日(水) 9時30分～10時46分

場 所 学長室

出席者 学長, 瀬口理事, 中島理事, 岩本理事, 宮崎理事, 吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事, 後藤学長室長

【 審議事項 】

(一括審議事項)

学長から, 平成26年7月16日の拡大役員懇談会で協議・報告し, また, 7月18日開催の教育研究評議会で審議了承された3案件について, 一括審議する旨の説明があった。

次いで, 総務課長から一括審議事項の概要について次のとおり説明があった。

(1) 芸術学部(仮称)の設置に係る教員人事の取扱いについて

本学の教員選考は原則「公募」としているが, 芸術学部(仮称)の人事計画案について取扱いを審議するもの。具体的には, 有田窯業大学校からの教員3ポストは佐賀県との協議により選考することとし, 13ポストについては学内から選考し, 準備委員会において適正な業績審査を行うこととするもの。

(2) 国立大学法人佐賀大学研究費不正防止規則の一部改正について

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正を踏まえ, 佐賀大学研究費不正防止規則の改正を行うもの。

(3) 佐賀大学学生の懲戒に関する規程の一部改正(案)について

学生の懲戒に関する調査委員会を, 学部長又は研究科長と学生委員会委員との協議に基づき設置することにし, 調査開始を早め, 迅速に対処できるように所要の改正を行うもの。

審議の結果, 3案件すべて了承された。

(4) 懲戒処分等に係る情報提供について

学長から、本件について、懲戒処分等の情報提供に係る手順等について定めるものである旨説明があり、次いで、人事課長から概要「懲戒処分等に係る情報提供について(案)」の説明があった。

また、学長より、学部長、センター長等の候補者の適否は、これにより読み取ることとはできず、各部局の常識の判断とする、さらに、「国立大学法人佐賀大学における給与改定の基本方針」を共通認識としてもち、今後、齟齬があれば見直す旨の発言があり、審議の結果了承された。

(5) 平成26年度経費削減計画の策定について(案)

財務部長から、各部局からの平成25年度経費削減計画の結果報告を基に目標削減率の達成状況を検証し、その結果を踏まえて平成26年度の経費削減計画を策定すること、その計画に定めた目標削減率の達成に向けた取り組みを実施し、特殊要因も踏まえた上で全部局を挙げて経費の抑制を図ること、また、平成26年度終了後に、今年度の目標削減率の達成状況を検証し、平成27年度の経費削減計画に反映させる旨の説明があり、審議の結果、了承された。

なお、学長から、電気使用量等と金額の増減額について比率の説明が求められた。

(6) 平成26年度評価反映特別経費の評価結果及び予算配分(案)について

岩本理事から、PDCAサイクルに基づく成果に係る事業の評価を実施した旨説明があった。さらに学長から、各評価書についてはコメントを付して返却し、予算は事業を発展させるためのものであり、報告を求める旨の発言があり、審議の結果、了承された。

(7) 「佐賀大学における研究費の管理・監査の基本方針」の策定等について

財務部長より、本件は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を踏まえ、所要の改正を行うものであり、研究費不正防止計画推進委員会において取りまとめた基本方針等である旨説明があった。さらに岩本理事から、一括審議事項であった規則は従前からあり、基本方針を新しく定めること、不正防止計画は毎年度策定すること、誓約書の徴収は雇用関係にあるものとし、業者に関してはインターネットを主とするものは除外する旨補足説明があり、審議の結果、了承された。

なお、学長から、告発を受け付ける全体的な窓口としてコンプライアンス室をつくり、学内外にみえる形を検討する旨の発言があった。

(8) 「外部研究資金のオーバーヘッドについて」の運用について

財務部長より、本件は、「競争的資金に関する関係府省連絡会」が策定した「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」の改正を踏まえ、本学の「外部研究資金のオーバーヘッドについて」の使途例に具体的な費目の追加など、所要の改正を行うものである旨説明があり、審議の結果、了承された。

(9) その他

学長から、今年度の法令遵守の重点的な取り組みに関し、「教職員の出勤状況」、「休講の状況」など基本的なルール of 遵守状況の確認や、「研究費不正防止」を推進するとともに、本学の規則等が法令に適合しているかなどについて改めて見直しを行うとの方針が示された。

【報告事項】

特になし。

【その他】

学長から、明日7月24日、国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長会議が開催され、学校教育法の改正、改革推進について文部科学大臣より訓示があるとの報告があり、経営協議会の外部委員1名増や学長選考会議における選考過程を外部に公表するなど、今後規則の組み替えが必要である、また、学位審査については、客観性が保たれる仕組みを早急に検討し改善する必要がある旨の発言があった。

以 上